

議案第82号

メムロスキー場設置及び管理条例制定の件

メムロスキー場設置及び管理条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

メムロスキー場設置及び管理条例

(目的)

第1条 この条例は、メムロスキー場の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町民の健康増進及び体育・スポーツの普及振興を図るため、スキー場及び附属施設（以下「施設等」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
スキー場	メムロスキー場	芽室町中美生3線40番地9
附属施設	新嵐山ロッジ	芽室町中美生2線42番地7
	管理棟	芽室町中美生3線41番地2
	休憩舎	芽室町中美生3線41番地5
	新嵐山第1パラレルリフトA線・B線	芽室町中美生3線40番地9
	新嵐山第2パラレルリフトB線	同上

(管理の代行)

第4条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、施設等の管理及び運営に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 施設等の維持管理及び運營業務
- (2) 第6条の利用許可
- (3) 利用料金の収受に係る事務
- (4) 上記業務に付随する業務
- (5) その他町長が必要と認める業務

(利用期間及び時間)

第5条 施設等の利用期間及び時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、気象条件、輸送需要等の理由があると認めるときは、これを変更することができる。

期間 12月1日から翌年3月31日まで（12月31日から翌年1月1日を除く。）

時間 午前9時から午後4時まで

(利用の許可)

第6条 許可が必要な施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を得なければならない。

2 指定管理者は、前項の許可の際に、施設等の管理運営上必要があると認められるときは、その利用について条件を付すことができる。

(利用の制限)

第7条 施設等を利用しようとする者は、この条例及び指定管理者の指示に従い、秩序を乱し、公益を害することのないようにしなければならない。

2 指定管理者は、施設等を利用する者が秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認めるときは、利用させないことができる。

(利用料金)

第8条 施設等の利用に係る料金は、別表に定める額とし、指定管理者は、その範囲内で利用料金を別に定めるものとする。

2 指定管理者は、公益上又は教育目的その他必要があると認めた場合は、利用料金を減額又は免除することができる。

(利用料金の割引)

第9条 指定管理者は、次の各号に掲げる場合においては、利用料金を割引することができる。

- (1) 町民の利用促進を図る場合
- (2) スキー場の利用促進を図る場合
- (3) その他、指定管理者が特に認めた場合

(原状回復義務)

第10条 利用者が施設等の利用を終えたとき、又は利用の取消し、制限若しくは停止されたとき、直ちに施設等を利用前の状態に回復しなければならない。

(賠償)

第11条 利用者は、故意又は自己の責めに帰すべき過失により施設等又は備品等を破損、汚損若しくは滅失したときは、町長の定めるところによりその損害を賠償

しなければならない。

(町長による管理)

第12条 第5条から第9条までの規定は、指定管理者に代わって、町長が施設等の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、第5条から第9条中「指定管理者」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

メムロスキー場及び附属施設利用料金

- 1 スキー場利用料 無料
- 2 ロッジ利用料 無料
- 3 管理棟利用料 無料
- 4 休憩舎利用料 無料
- 5 スキーリフト利用料

区分		利用料										
		普通券 (1回使用券)	回数券(12 回使用券)	1日券(1日 使用券)	4時間券	団体券(30 人以上)(1 人1回使用 券)	団体券(30 人以上)(1 人1日使用 券)	25時間券	25時間券 (65歳以上 ゴールド)	シーズン券 (シーズン 使用券)	シーズン券 (65歳以上 ゴールド)	シーズン券 (少年団)
第1パラレルリフトA線・B線 第2パラレルリフトB線	一般	250円	2,300円	3,100円	2,100円	200円	1,700円	13,000円	8,500円	42,000円	27,000円	30,000円
	小学生～ 高校生	200円	1,600円	1,900円	1,400円	150円	1,300円	8,500円	—	27,000円	—	17,000円

説 明

新嵐山スカイパークの都市公園編入に伴い、メムロススキー場の設置及び管理に係る条例を制定しようとするものであります。